

本書『憲法を読み解く』は、日本国憲法の条文を記したあと、条文ごとにその内容を解説していくコンパクトな憲法の入門書です。法典を最初の条文から一つひとつ解説していく本には「注釈」、「註解」、「条解」、「コンメンタール」(=Kommentar [ドイツ語]・commentary [英語])、「逐条解説書」という意味)などのタイトルがつけられるのが一般的です。日本国憲法についてもこのような解説書の類が多く公刊されています。しかしそのほとんどは、法を専門的に学ぶ人を対象とし、憲法を基本から知りたいと思う一般人にとっては難しいものが多かったように思います。本書は、専門家ではないけれども日本国憲法に書かれてあることをもつと知りたいと考える人を想定し、その基本から知ってほしいという気持ちで書き進めました。わかりにくいと思う専門的な言葉には「(〇〇)」といった形の解説をつけました。

\* \* \*

憲法も他の法令と同じく、言葉によって人間の行動をコントロールしようする法規範(＝ルール)です。ですから理解の出発点は、まず憲法の条文を正確に読むことです。次にその条文が、何について、何のために、何を定めたのか、を大まかにイメージする必要があります。これを本書では「趣旨」として記しました。現在、世界の多くの国々には「憲法」があります。憲法の各条文はある日突然現れたものではなく、それぞれが過去に生きた人々の経験と知恵を背景としています。日本国憲法九七条も「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。また一二条前段は「自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」としています。このような努力の歴史を知ることが、各条文を正確に理解するための手掛かりになるのです。本書は、外国における憲法の歴史、明治憲法の内容と問題点、そして日本国憲

法制定時の考え方を「背景」として記しました。そして、「趣旨」、「背景」を踏まえたうえで、各条文をどのように理解（＝解釈）すべきか、つまり各条文が定めたルールの「内容」について、具体的な事例を紹介しながら、現時点における判例（＝裁判所が示した判決・決定の内容）と学説（＝憲法の研究者が示した考え方）を中心に解説しました。

\* \* \*

本書はこのような構成をとっていますが、「憲法とは何か」（＝憲法の定義）について、ここで説明しておきます。この問いの答えは本書全体から導き出されるものですが、あらかじめそのおおまかな答えを知っておく方が理解は進むと考えるからです。

憲法の定義として、「国のかたち表すもの」と文学的に表現した小説家もいますが、この定義はきわめて不正確です。それは「かたち」という言葉の意味があいまいだからです。「国を治める政府（＝government）の基本構造と、政府の活動の基本原則を定めるもの」というべきでしょう。このように定義される憲法（＝「固有の意味の憲法」）は、「憲法」という言葉を知らない時代でも、「国」が成立した以上、必ず存在するものでした。どんな国でもそれを治める政府の仕組みと活動原則は必要であったからです。

「憲法」が意識されるようになったのは、歴史的には近世（＝一七世紀ごろ）に入ってからです。このころ国を治める政府（王政）が整い、経済活動も活発になって、政府の下で統治活動（＝立法・行政・司法）はどのようにあるべきかが意識されるようになったのです。この意識は、政府が暴走を始めたヨーロッパで、市民革命として政治の表舞台に登場します。政府の暴走を食い止め、一般人の生命・自由・財産をいかに守るかについてのアイデアが、「立憲主義」・「自由主義」・「民主主義」などの政治思想として広まっていき、それが各国の憲法（＝「固有の意味の憲法」のうち上記の政治思想を中核とする「立憲的意味の憲法」）の条文の中に書き込まれました。本書は、これらの政治思想が「日本国憲法」の条文にどのように具体化されているかを説明するものといってもよいでしょう。

\* \* \*

一九四七年五月三日に日本国憲法が施行されてから、七四年の歳月が流れようとしています。その間、日本は戦争の当事者にはなりませんでしたが。治安警察や軍の銃口が国民に向けられることもほとんどなくなりました。理不尽に生命や財産を奪われることもほとんどなくなりました。これが明治憲法の時代と一番異なるところです。日本国憲法は時代遅れの古いものになったので改正すべきである、という論調も見られます。しかしその前に、日本国憲法が何を定め、何を守ろうとしているのかを知ることが重要です。果たして日本国憲法は本当に時代遅れになったのでしょうか。本書には、その答えを探す手掛かりを読者の皆さんに提示しようとする意図もあります。

\* \* \*

本書を刊行するにあたっては、私の以上のような思いを共有する有斐閣法律編集局書籍編集部の中倉武宏さんに大変お世話になりました。ここに感謝の気持ちを記したいと思います。

\* \* \*

表紙のウジエヌ・ドラクロア (Eugène Delacroix) の『民衆を導く自由の女神 (La Liberté guidant le peuple)』(一八三〇年) は、私の執筆した『憲法への招待 新版』(岩波新書、二〇一四年) の一部が高等学校国語科用教科書『新精選 現代文B』(明治書院、二〇一八年) に採録された際に、挿絵として登場しました。このような不思議で素敵な出会いから、本書の表紙になりました。

二〇二二年三月八日

国際女性デー(ミモザの日)に、「個人の尊重」の理念が世界中にあまねく行きわたることを願って

渋谷 秀樹

## 〔上諭〕

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十二条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

## 御名 御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼 外務大臣	吉田茂
國務大臣 男爵 幣原喜重郎	
司法大臣	木村篤太郎
内務大臣	大村清一
文部大臣	田中耕太郎
農林大臣	和田博雄
國務大臣	斎藤隆夫
逓信大臣	一松定吉
商工大臣	星島二郎
厚生大臣	河合良成

國務大臣	植原悦二郎
運輸大臣	平塚常次郎
大蔵大臣	石橋湛山
國務大臣	金森徳次郎
國務大臣	膳桂之助

## 趣旨

現行憲法の冒頭にあるこの文章は「上諭」と呼ばれるものです。明治憲法の上諭には、明治憲法制定の由来や趣旨などが長文で記されていて、本文と同様の効力をもつとされています。

明治憲法の下で、法律や予算などの方式や国書・条約批准書その他の天皇の文書による行為の様式の基準や国民に知らせる方法は、「公式令」という名称の付された勅令（＝天皇の定めた法規範）によって定められていました。

公式令における憲法改正の条文は以下のとおりです。

「第三条 帝国憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ枢密顧問ノ諮詢及帝國憲法第七十三条ニ依ル帝國議會ノ議決ヲ経タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス」。

公式令の下で、憲法改正の際に付される上諭は天皇主

② 研究結果発表は憲法二一条が保障する表現のうち学問の特徴をもつものです。研究とその結果発表の自由は大学など研究機関に属する研究者のみでなく、その内容が学問の特徴を備わるものであればすべての人に保障されます。

③ 教授は学問研究成果を学校などの講義を通じて教える営みです。教授の自由の保障される場が大学等の高等教育機関に限定されるのか、それとも初等中等教育機関まで及ぶのか、考え方は分かれませんでした。最高裁は当初沿革的に大学のみ教授の自由が認められたことを主な理由として、大学にのみ保障されたとしました（ポポロ事件・最大判昭和三八年五月二二日刑集一七卷四号三七〇頁）。しかし後に判例を変更して初等中等教育機関においても教授の具体的内容と方法についてある程度自由な裁量が認められなければならないとしました（旭川学テ事件・最大判昭和五一年五月二二日刑集三〇卷五号六一五頁）。

(2) 大学の自治 大学の自治は憲法に明文規定はありません。しかし京大瀧川事件が示すように、研究の自由を守るためには学問研究の中心的組織である大学が政府権力から独立していなければなりません。最高裁は「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている」としました（前出・ポポ

ロ事件）。大学の自治の具体的内容は教員人事の自治、施設管理の自治、学生管理の自治と解されています。さらに研究教育の内容および方法の自主決定権、予算管理の自治も含むと解する考え方も有力に説かれています。自治を担う中心的組織は、教授その他の研究者の組織、例えば学部教授会・大学院研究科委員会・評議会などですが、学生も大学の不可欠の構成員として何らかの発言権をもつとする考え方もあります。

## 第二四条

① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## 趣旨

本条は「個人の尊重」（→一三条前段）と「法の下での平等」（→一四条一項）という憲法の基本原理を家族関係に反映させる規定です。一項は婚姻と夫婦のあり方、二項は家族のあり方の基本原則をそれぞれ定めています。

背景 明治憲法に本条に相当する条項はありませんでした。家族の規律は法律が定めるとされていたからでした。一八九八年に施行された民法（以下「明治民法」）の家族の規定は、いわゆる家制度をとり、家長である戸主に家族の婚姻の同意権などさまざまな権限を与えました。本条は封建的な家制度を解体して憲法の理念に基づく新たな家族の構築をはかろうとしたのです。本条を受けて一九四七年、民法の親族・相続の二編は全面改正されました。

### 内容 (1) 婚姻の自由 明治民法の規定は婚姻

を家同士の問題と考え、戸主の同意や親の同意がなければ本人同士の合意があっても認めませんでした。しかしこの制限は個人の意思を無視するもので、本条一項は「婚姻は、両性の同意のみに基いて成立」としたのです。「両性」とは、本条の制定当時は男性と女性を想定していたのでしよう。ところが近年、同性同士の婚姻あるいは婚姻に準ずる関係（パートナーなど）を認める国が急増しています。アメリカ合衆国最高裁判所は二〇一五年、同性同士の婚姻関係を承認しない州法を違憲としました。

「婚姻」とは何でしょうか。最高裁は「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯

な意思をもって共同生活を営むこと」とします（最大判昭和六二年九月二日民集四一卷六号一四二三頁）。確かにこのような共同生活を男女が営むケースが多数派でしょう。しかし「真摯な意思をもって」このような共同生活を営もうとする同性カップルが現に存在します。それを多数派が否定するのは個人の尊重に反するでしょう。下級審判決に、同性婚を認めないのは本条と一三条に反しないとしつつ、一四条一項に反する差別的取扱いに当たり違憲としたものがあります（札幌地判令和三年三月一七日判例集未登載）。

当人同士の同意以外の要素を婚姻要件とすることも禁止されます。民法は①婚姻できる年齢を男性一八歳以上、女性一六歳以上とし（七三一条。この規定は二〇二二年四月一日から両性とも一八歳以上になります）、さらに未成年者（二〇歳未満の者）については父母のいずれかの同意を必要とし（七三七条。この規定は成年年齢を定める民法四条が二〇二二年四月一日から満一八年となることに伴い廃止されます）、②重婚を禁止し（七三二条）、③女性のみを再婚禁止期間（二〇〇日）を設け（七三三条）、④近親者間・直系姻族間・養親子等間の婚姻を禁止し（七三四条・七三五条・七三六条）、⑤戸籍法の定めるところにより届け出ること（七三九条）などを定めます。これ

らの諸規定も合理性があれば認められます。

③につき再婚禁止期間を六箇月とする旧規定は一〇〇日を超える部分は違憲とされました(最大判平成二七年二月一六日民集六九卷八号二四二七頁)(↓一四四(6))。

(2) 家族内の平等 本条は「夫婦が同等の権利を有することを基本」とし(二項)、家族に関する諸々の事項についても「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」すべきこと(二項)を要請しています。この要請に基づき、妻に行為能力を認めない明治民法の規定は廃止されました。明治民法の長男子優先家督相続制も廃止されて同じ親等の直系の尊属・卑属または兄弟姉妹の法定相続分は平等になりました。かつて法律婚保護の見地から兄弟姉妹でも嫡出子(婚内子)と非嫡出子(婚外子)の区別に応じて後者の相続分を前者の半分とする規定がありました(二〇一三年、違憲とされて(最大決平成二五年九月四日民集六七卷六号一三二〇頁)(↓一四四(6))撤廃されました。

民法七五〇条は婚姻届の際に「夫婦は、……夫又は妻の氏を称する」とし、戸籍法七四条は「夫婦が称する氏」を届書に記載すると規定しています。この規定のゆえに諸般の事情で夫婦別姓を望む男女は、やむをえずいづれかの姓(氏)を届け出て旧姓を通称として使用し続

けるか、それとも事実婚を選択して社会生活を営まざるをえなくなり得ます。しかも法律婚を選択した者のうち九六パーセント以上が夫の氏とするのが実態です。この規定は婚姻の成立要件を両性の同意のみとする憲法二四条一項の文言に明らかに違反しており、姓(氏)を家制度の「家」の呼称から「個人の尊厳」を原理とする個人の呼称への転換を要請した本条の基本理念にも違反していると考えられます。民法七五〇条は文言上、夫または妻のいづれかを選択すると規定して形式的には平等の体裁を取り繕いますが、明治民法制定時に創設された家制度と結合させた日本独特の夫婦同氏制の影響が残る社会の同調圧力を背景に、「性別」に基づく差別禁止(憲法一四四(一))に実質的に違反する状況を生み出しています。しかし最高裁は裁判官の内訳一〇対五でこの規定を合憲としました(最大判平成二七年二月一六日民集六九卷八号二五八六頁)。

(3) 家族形成の自由 家族のあり方が多様化しつつある今、本条は家族を形成する、あるいは形成しない自由を保障する規定ととらえるべきでしょう。婚姻は家族形成の中心に位置づけられ、婚姻は当事人の自由意思に基づき決めることができます。婚姻による夫婦の形成は二一条の保障する結社の自由の一類型といえるでしょ

う。これに対して親と子との関係は養親子関係を除いて、子の意思とは無関係に形成されます。親の側からみてこの問題は生殖(reproduction)の自由として一三条が保障する自己決定権の中で、主として避妊・妊娠中絶の自由の問題として議論されてきました。アメリカでは親の選択を優先する pro-choice と母胎に宿る生命を優先する pro-life の対立があり、宗教的な背景もあつて政治的問題ともなっています。

その後、生命科学の進展による生殖技術の開発、例えば人工授精・体外受精や出生前診断などによつて、母胎に宿った子(＝受精卵・胚・胎児)の生命を人為的にコントロールできる領域が広がってきました。そうすると、声なき受精卵・胚・胎児の生命の尊厳を「個人の尊厳」の中にとの位置づけるかという難問に取り組みなければならなくなっています。

第二五条 ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

趣旨 市民革命の成果を明文化する憲法が制定された時代は、日々の暮らして人々が働いて得たもの、その中心をなす財産を不条理に奪う政府の行為を禁止することに関心がありました。近代立憲主義は個人の自由な活動に政府は原則として介入すべきでないとする消極国家観を採用し、憲法の保障する権利として「国家(政府)からの自由」を中心に位置づけました。生きることは自らの力によることが当然とされ、生きる保障は政府の義務とは考えなかつたのです。しかし現実の生活は誠に厳しく、災害や病気などやむをえない理由によつて生きる糧を自力で得られない人々もいました。

一九世紀、産業革命による急激な社会構造の変化の風の中で貧富の格差はますます広がり、労働者階級中心の政府を指向する共産主義思想が考案され普及すると、政府が個人の生存を保障すべしする考え方が提唱されるようになります。

本条はこのような考え方にに基づき、政府が人たるに値する最低限度の生活を営むことを権利として保障し、生活環境の向上と増進に努める義務を政府に課したのです。背景 明治憲法に本条に相当する条項はありません。当時は生存を自己責任とする近代立憲主義時代の考え方が一般的であつたからです。そんな風潮の中、一九

## 事項索引

## あ 行

旭川学テ事件 ……69, 77  
 旭川市国民健康保険条例  
 事件 ……198  
 朝日訴訟 ……73  
 アファーマティブ・アク  
 ション ……41  
 アメリカ合衆国憲法  
 ……50, 58, 87, 90, 93, 95,  
 97, 101, 103, 116, 153,  
 176, 189, 211, 226, 230,  
 233, 236  
 アメリカ独立宣言  
 ……24, 31, 35, 228  
 アレフ信者転入拒否事件  
 ……65  
 安楽死 ……37  
 家制度 ……70  
 家永教科書訴訟 ……61, 78  
 違憲審査権 ……175, 188  
 一の対象 ……190  
 違憲判決の効果 ……192  
 泉佐野市民会館事件 ……63  
 「板まんだら」事件 ……177  
 一事不再理 ……103  
 一般的行為自由説 ……36  
 一般予防 ……96  
 移動の自由 ……65  
 意に反する苦役 ……51  
 委任命令 ……110  
 違法収集証拠排除法則  
 ……102  
 インカメラ審理 ……195  
 院内秩序規律権 ……143  
 動く集会 ……58  
 『宴のあと』事件 ……36  
 営業の自由 ……66

営造物 ……48  
 栄典 ……17, 43  
 閲読の自由 ……52  
 愛媛玉串料訴訟 ……56  
 オウム真理教解散事件  
 ……55  
 大阪市屋外広告物条例事  
 件 ……62  
 大阪市売春取締条例事件  
 ……220  
 公の営造物 ……48  
 公の財産 ……206  
 公の施設 ……63  
 公の支配 ……208  
 公の弾劾 ……181  
 屋外広告物 ……62  
 お手元金 ……206  
 恩赦 ……16, 169

## か 行

会期制 ……112, 129  
 会議の記録 ……139  
 会議の公開 ……139  
 会期の独立 ……130  
 会期不継続の原則 ……130  
 会議録 ……141  
 会計検査院 ……209  
 外交関係の処理 ……169  
 外国移住の自由 ……64  
 外国人 ……30, 75  
 解散権 ……163  
 一行使の根拠 ……164  
 改正（憲法の） ……222  
 街頭演説許可制事件 ……62  
 外面的精神活動 ……29  
 下級裁判所 ……179  
 下級裁判所裁判官 ……186  
 学習権 ……76

学問の自由 ……67  
 加持祈禱事件 ……55  
 華族 ……40, 43  
 家族形成の自由 ……71  
 家族内の平等 ……71  
 月刊ペン事件 ……61  
 家庭裁判所 ……178  
 川崎民商事件 ……94, 101  
 環境権 ……36  
 間接公開 ……194  
 間接選挙 ……114, 215  
 鑑定留置 ……91  
 官吏 ……16, 40, 45  
 一に関する事務 ……169  
 議案の提出 ……167  
 議院運営自律権 ……143  
 議院規則 ……142  
 議院財政自律権 ……143  
 議院証言法 ……51, 150  
 議院自律権 ……135  
 議院組織自律権 ……142  
 議員懲罰権 ……143  
 議員定数 ……114  
 議院内閣制 ……155  
 一の本質 ……156  
 議員の資格 ……135  
 議院の秩序維持権 ……126  
 議会 ……216  
 機関委任事務 ……212  
 棄権の自由 ……46  
 儀式の挙行 ……18  
 議事手続の司法審査  
 ……138  
 技術士国家試験合格判定  
 訴訟 ……177  
 起訴 ……89  
 貴族院 ……108, 110  
 規則制定権

## 2 事項索引

- ……110, 142, 179, 180  
貴族制度 ……43  
議長 ……141  
 一の決裁権 ……138  
喫煙の自由 ……38  
岐阜県青少年保護育成条例事件 ……61  
基本的人権 ……31, 228  
義務教育 ……75  
休会（国会の） ……130  
宮廷費 ……206  
救貧政策 ……75  
教育行政 ……77  
教育勅語合憲確認等請求事件 ……176, 177  
教育を受ける権利 ……75  
教科書 ……77  
教科書検定 ……60  
教科書訴訟 ……61, 78  
教授の自由 ……68  
行政 ……157  
行政委員会 ……157  
行政各部の監督 ……167  
行政機関による終審裁判の禁止 ……178  
行政権 ……155, 156  
行政国家現象 ……107  
行政裁判所 ……48, 89, 174  
行政事件 ……89  
行政事務 ……168  
強制捜査と任意捜査 ……93  
行政大臣 ……168  
行政調査 ……94  
御歴 ……2  
居住・移転の自由 ……64  
御名 ……2  
緊急集会 ……133  
緊急逮捕 ……91  
緊急勅令 ……110, 131  
緊急避難の法理 ……51  
緊急命令 ……134  
近接性原理 ……218  
欽定憲法 ……4  
勤労条件の法律による保障 ……80  
勤労の権利と義務 ……78  
苦役 ……51  
国の三要素 ……27  
久米至聖廟訴訟 ……57, 208  
君主 ……6  
 一の無答責 ……10  
軍隊 ……22  
経済的自由権 ……28  
形式的平等 ……40  
刑事事件 ……89, 174  
刑事施設被収容者 ……51  
刑事被告人 ……96  
刑事補償 ……105  
刑罰の謙抑主義 ……88  
契約自由の原則 ……79  
決算 ……209  
結社の自由 ……57, 63, 114  
血統主義 ……27  
ケルゼン ……227  
検閲 ……57, 60  
厳格な合理性の審査 ……67  
厳格な審査 ……42, 192  
研究の自由 ……68  
健康で文化的な最低限度の生活 ……72  
現行犯 ……90, 93, 126  
検察官 ……179  
元首 ……6  
兼職の禁止 ……123  
憲法改正 ……223  
憲法裁判所 ……189  
憲法遵守義務 ……232  
憲法制定権力 ……4, 223  
憲法尊重擁護義務 ……232  
憲法廃棄 ……228  
憲法破毀 ……228  
憲法発布勅語 ……4  
憲法保障 ……188, 227  
憲法優位説 ……232  
謙抑主義（刑罰の） ……88  
権利章典 ……8, 127  
権力の濫用 ……34  
権力分立  
 ……11, 107, 108, 157, 174, 188  
言論の自由 ……57  
公安条例 ……63, 88, 219  
皇位 ……8  
勾引 ……91  
公害 ……36  
公開（裁判の） ……98, 193  
公開（両議院の会議の）  
 ……139  
 一の対象 ……140  
公共の福祉 ……34, 37  
拘禁 ……91  
拘禁理由の公開 ……92  
公金 ……206  
公権力の行使 ……49  
公式令 ……1  
皇室財産 ……18, 205  
皇室典範 ……8, 12  
皇室費用 ……205  
公衆衛生 ……74  
公職選挙法 ……116  
硬性憲法 ……223  
交戦権の否認 ……23  
皇族 ……8  
 一人の権 ……32  
皇族費 ……206  
公訴の提起 ……89  
公的行為（天皇の） ……18  
公布 ……15, 145  
公布（憲法改正の） ……226  
幸福追求権 ……34

- 公平な裁判所 ……96  
 公務員の選定罷免権  
     …44, 45  
 公務員の労働基本権 ……81  
 告 文 ……3  
 拷 問 ……95  
 小売市場距離制限事件  
     …67  
 合理性の審査 ……67  
 勾 留 ……91  
 国際協調主義 ……6  
 国際法規 ……230  
 国事行為 ……7, 14  
     —の委任 ……11  
     —の責任 ……10  
 国 政 ……38  
 国政調査権 ……150  
 国政に関する権能 ……11  
 国籍法 ……27, 43  
 国籍要件 ……75  
 国籍離脱の自由 ……64  
 国選弁護人 ……92, 97, 100  
 告 知 ……87  
 国 費 ……199  
 国民主権 ……4, 6  
 国民審査 ……182  
 国民投票 ……224  
 国民の権利及び義務 ……24  
 国民の要件 ……26  
 国務大臣 ……16, 172  
     —の議院出席義務  
         …152  
     —の任命 ……161  
     —の罷免 ……162  
 国務の総理 ……169  
 個人情報保護法 ……36  
 個人の尊厳 ……69  
 個人の尊重 ……34  
 国 会 ……106  
 国会議員  
     …14, 45, 113, 160, 161  
 国会単独立法の原則  
     …110  
 国会中心立法の原則  
     …110  
 国会の召集 ……15, 130  
 国家からの自由 ……26  
 国家緊急権 ……228  
 国家神道 ……54, 207  
 国家による自由 ……26  
 国家の三要素 ……27  
 国家賠償責任 ……48  
 国家への自由 ……26  
 国家無答責 ……48  
 国権の最高機関 ……108  
 戸別訪問の禁止 ……62  
 コモン・ロー ……103  
 婚姻の自由 ……69  
 根本規範 ……223
- さ 行
- 裁 可 ……2  
 在外日本人選挙権剥奪違  
     法確認等請求事件 ……50  
 罪刑の均衡 ……88  
 罪刑法定主義 ……87, 103  
 最高裁判所 ……175, 182  
 最高裁判所規則 ……179  
 最高裁判所裁判官  
     —の定年 ……182  
     —の任命 ……182  
 最高裁判所長官の任命  
     …14  
 最高法規 ……226, 229  
 再婚禁止期間 ……43  
 財産権 ……82  
     —の内容 ……84  
 歳 出 ……146  
 財 政 ……195  
 財政状況の報告 ……210
- 財政民主主義 ……196  
 財政立憲主義 ……196  
 在宅投票廃止違憲国家賠  
     償請求事件 ……50  
 在日アメリカ軍 ……23  
 歳 入 ……146  
 裁判員制度 ……51, 89, 98  
 裁判官の職権行使の独立  
     …179  
 裁判官  
     —の懲戒 ……181  
     —の罷免 ……181  
     —の身分保障 ……181  
     —の良心 ……179  
 裁判官分限法 ……181  
 裁判所 ……175  
 裁判の公開 ……98, 193  
 再犯の防止 ……96  
 裁判を受ける権利 ……88  
 歳費受領権 ……124  
 サボタージュ ……81  
 サラリーマン税金訴訟  
     …86  
 猿払事件 ……46, 191  
 三月二日案 ……113  
 参議院 ……110  
 参議院議員の任期 ……118  
 残酷な刑罰 ……95  
 参政権 ……26, 116, 216  
 自衛権 ……21  
 自衛戦争 ……22  
 自衛隊 ……21  
 自衛力 ……22  
 資格争訟裁判 ……135  
 死刑の合憲性 ……96  
 自己加害の禁止 ……38  
 自己決定権 ……36  
 事後承諾（予備費に關す  
     る）…203  
 自己情報コントロール権

#### 4 事項索引

- ……………36
- 自己統治 ……………59
- 自己負罪拒否特権 ……101
- 事後法の禁止 ……………103
- 自己保存の権利 ……101
- 自主条例制定権 ……218
- 事情判決 ……………121
- 私人間効力(人権の)  
……………25
- 私人間適用 ……………51
- 自然権思想 ……24, 33, 227
- 事前抑制 ……………60
- 思想及び良心 ……………52
- 自治事務 ……………218
- 執行権 ……………107
- 執行命令 ……………110
- 実質的平等 ……………40
- 実体的眞実主義 ……87, 101
- 実体の適正 ……………87
- 児童の酷使の禁止 ……78
- 自 白 ……………100
- の証拠能力 ……102
- の証明力 ……103
- シビリアン・コントロール  
……………159
- 司 法 ……………174
- 司法官憲 ……………90
- 司法権 ……………175
- 司法国家現象 ……108
- 司法裁判所 ……89, 174
- 司法審査  
…23, 73, 132, 138, 143,  
178
- 指名(内閣総理大臣の)  
……………160
- 社会学的代表 ……113
- 社会契約説 ……………5
- 社会権 ……………26, 37, 83
- 社会的身分 ……………41
- 社会福祉 ……………74
- 社会保障 ……………74
- 謝罪広告の強制 ……53
- 自由委任 ……………113
- 集会の自由 ……57, 62
- 衆議院 ……………110
- の解散 ……15, 133, 162
- の優越  
……………144, 147, 149, 161
- 衆議院議員の総選挙  
……………164
- 衆議院議員の任期 ……117
- 衆議院の予算先議権  
……………147
- 宗教教育 ……………54
- 宗教上の組織 ……207
- 宗教の自由 ……………54
- 住居の不可侵 ……92
- 自由権 ……………26, 37
- 私有財産制の保障 ……83
- 自由主義 ……………5
- 集団的自衛権 ……21
- 自由投票の原則 ……44, 46
- 自由放任主義 ……83
- 住 民 ……………216
- 住民自治 ……………213
- 住民総会 ……………216
- 住民投票 ……………222
- 収 用 ……………83
- 取材の自由 ……59
- 酒税法事件 ……67
- 手段審査 ……191
- 出生地主義 ……27
- 出席義務(閣僚の) ……151
- 出版に関する犯罪 ……193
- 主任の大臣 ……168
- 首 班 ……155, 167
- シュミット ……227
- 準現行犯 ……90
- 讓位(天皇の) ……9
- 常 会 ……………129
- 消極的国家観 ……107
- 消極目的規制 ……67
- 条件の平等 ……41
- 証拠能力 ……94
- 召集(国会の) ……15, 130
- 小選挙区 ……121
- 肖像権 ……36
- 象 徴 ……………7
- 詔 勅 ……229
- 証人喚問権 ……97, 99
- 証人尋問 ……99
- 証人審問権 ……97, 99
- 情報公開訴訟 ……195
- 情報公開法 ……210
- 情報流通の自由 ……59
- 条 約 ……17, 147, 230
- の承認 ……147
- の締結 ……169
- 条約優位説 ……232
- 上 論 ……………1
- 条 例 ……………217
- による課税 ……220
- による財産権規制  
……………219
- による犯罪類型の創  
出 ……220
- 条例制定権の範囲 ……218
- 職業選択の自由 ……64
- 食糧管理法事件 ……73
- 助言と承認(内閣の)  
……………10
- 女性天皇 ……9
- 処分的法律 ……109
- 署 名 ……172
- 自力救済の禁止 ……88
- 知る権利 ……150
- 知る自由 ……59
- 人格権 ……36
- 人格的利益説 ……36
- 信教の自由 ……54



憲法を読み解く

Compact Commentary on the Constitution of Japan

---

2021年5月31日 初版第1刷発行

著 者 洪 谷 秀 樹

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

[101-0051] 東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314〔編集〕

(03) 3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

---

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2021, 渋谷秀樹, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22810-8

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。